

(2) 知的障害者の障害判定

1. [療育手帳・愛護手帳]の判定

手帳の申請	市町村役場			
判定・交付	児童・障害者相談センター、児童相談センター			
判定基準例 (区分は、自治体により異なる場合がある)		愛知県 (療育手帳)	名古屋市 (愛護手帳)	判定の基準例
		障害程度	療育判定 障害程度	
	最重度		A	1 IQが20以下のもの
	重度	A	A	2 IQ35以下のもので上記A1に該当しないもの。又はIQ50以下で身体障害者福祉法に基づく障害等級の1~3級に該当するもので上記A1に該当しないもの
	中度	B	B	3 IQ50以下のもので上記A1及びA2に該当しないもの
軽度	C	4 IQ75以下のもので上記A1、A2及びB1に該当しないもの		

※手帳の有効期間：年齢や状態により5~10年の間で有効

2. [障害者職業センター]の判定

「障害者の雇用の促進等に関する法律」で厚生労働省所管の諸制度については、障害者職業センターによって判定された人も知的障害者として扱う。また、重度以外の場合でも、雇用援護制度上、重度判定とする場合もある。

(3) 精神障害者の範囲

精神障害者とは、精神保健福祉法第5条により、統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいいます。

手帳申請	市町村役場	
判定・発行	精神保健福祉センター	手帳の有効期間：2年間（更新可） 等級区分は状態に応じ変更可能
判定基準	1級	精神障害であり身の回りのことがほとんどできないか、日常生活に著しい制限を受けており常時援助を必要とするもの
	2級	精神障害であり日常生活が著しい制限を受けるか、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	3級	精神障害であり日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

なお、障害者雇用促進法(第2条6号)では、統合失調症・てんかん・そううつ病の者及び精神保健福祉法第45条2項の規定による精神障害者保健福祉手帳を所持する者であって、かつ「症状が安定し就労が可能な状態にある」者とされています。

(4) 発達障害者

発達障害者支援法(第2条2項)に基づき、専門医の診断により以下の障害を有するために日常生活または社会生活に制限を受ける者をいいます。

- ・自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害
 - ・学習障害(LD)
 - ・注意欠陥多動性障害(ADHD)
 - ・その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの
- 詳細 発達障害情報センター <http://www.rehab.go.jp/ddis/>

<問合せ先>	愛知県健康福祉部障害福祉課	TEL 052-954-6317
	愛知県精神保健福祉センター	TEL 052-962-5377
	あいち発達障害者支援センター	TEL 0568-88-0849
	名古屋市発達障害者支援センター「りんくす名古屋」	TEL 052-757-6140